

藤元議員 それでは、3点について質問させていただきます。最初にコロナ対策についてであります。正月早々、中国の武漢で新型コロナウイルス感染症が広がっていることが報道されました。続いて、1月29日、厚労省より武漢市よりチャーター便で急遽帰国した206人のうち4人が発熱等の症状があると発表がありました。さらに、多数の感染者がいることが明らかになったクルーズ船ダイヤモンドプリセスが、2月3日横浜港に接岸しました。この時点までは、国民のみなさんも新型コロナウイルス感染拡大を自分の問題として捉えられなかった人が多かったのではないかと思います。あつという間に全世界に広がりました。日本国内においても感染者があれよあれよという間に広がり、2月13日には初めて犠牲者が出ました。そして、その後も感染拡大が続き、5月2日には、1日に31人が亡くなるという事態になりました。その後、感染症対策の効果が出たのか、4月11日、1日の感染者数720人を境に感染者は徐々に減り始め、死亡者も5月2日を境に減少し、5月25日には、緊急事態宣言は、全面的に解除されました。東京、大阪など7都道府県は、3か月近く行政からの自粛要請が続いたということになります。ちなみに、NHKの調査では、昨日、6月11日時点での世界の感染者数は、7,360,239人で、死者は416,201人です。日本では、感染者は18,018人、死亡者は935人です。この間、いろいろのことがありました。マスク、ティッシュ、消毒液が商店から消えただけでなく、病院での防護服、医療マスク不足。保健所への電話が繋がらない。病院内での感染を恐れての受診拒否。満床による患者受け入れ拒否。医療スタッフの不足と疲弊等々、大変な事態が日々報道されてきました。日本は、世界で3番目に豊かな国、先進国と言われていますが、国民の命と健康、暮らしを守るという点では、今後、行政が取り組んでいかなければならない課題が山積しているということが、この新型コロナウイルス感染拡大によって明らかになったのではないかと思います。経済的打撃も大きく、営業自粛により、非正規労働者96万人が職を失い、過去最高の597万人が休業を強いられる事態になっています。多数の事業所が減収、廃業に追い込まれています。また、子どもたちにとっては、大切な行事である卒業式、入学式が中止になったり、簡素化されてしまいました。さらに、入学したものの長期間に亘っての休学という事態になってしまいました。また、家庭で閉じこもる中でのアルコール患者の酒量の増加。配偶者、子どもに対する暴力の激化など、新たな問題も発生しています。そして、徳島県内では、特異な例だと思いますが、

県外者に石を投げる。あおり運転をするなど、情けない事件も発生しました。本町におきましては、業種によっては、経済的な打撃は大きいものがありますが、幸い、一人の発症者も出すことなく今日を迎えることができます。これは、住民のみなさん一人ひとりの努力の結果であるし、各事業所、行政機関の努力と頑張りの成果だと思しますので、感謝とともに敬意を表したいと思えます。ただ、専門家からは、ウイルスの特性から、感染者は、現在の10倍はいるのではないかと。また、経済活動、人の動きが活発になれば、第2波、第3波の感染拡大は避けられないとの指摘があります。政府もその認識で、そのような事態に備えるため、国民に「新たな生活様式」による生活を呼び掛けていますし、新たな支援策、感染予防対策が実施されています。人との間隔は、できるだけ2m、最低でも1m開ける。症状がなくてもマスクの着用、帰ったら、まず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて石鹸を使って洗う。帰省や旅行は控え目に、出張は、やむを得ない場合に限る。密集、密接、密閉、いわゆる3密を避ける等々であります。また、1人10万円の特別定額給付金、50%以上減収した場合に給付される持続化給付金、従業員を休ませる際に支給される雇用調整助成金。自治体に交付される地方創生臨時交付金等々、被害を軽減すべく様々な支援策が講じられつつあります。新たな感染を防ぎ、第2波、第3波の感染拡大を防ぐためにも国民一人ひとりが油断しないで「新たな生活様式」を続けていくことが大切ですし、政府の早急で効果のある支援策が求められています。本町の場合、大都会のように人口の密度が高くなく、人の移動も少ないので、大都会に比べると、感染拡大の可能性は、比較的低いと思われませんが、それでも、高齢者が半数以上を占めている地域ですし、老人ホーム、特養などに入所しておられる方も多いため、一旦感染が広がると被害が大きくなる可能性があります。また、スペイン風邪の第2波がそうだったように、ウイルスが変異し毒性を高める危険性も指摘されています。スペイン風邪の第2波では、死亡率は第1波の4倍を超えたそうでもあります。そこでお伺いします。第2波、第3波の感染拡大を防ぐためには、行政だけではなく、住民のみなさんと一体となった対応が必要です。そのためにも、今日までの情報を共有しておくというのは大切なことだと思いますので、お伺いするのですが、本町における被害というのは様々な分野に及ぶと思えますが、どのような被害があったのか、その実態を最初にお伺いします。次に、先に述べたように今回の被害対策として様々な支援制度が設けられています。ただでさえ厳しい

経営状況の中で、今回のコロナ感染拡大で被害を受けた方々には大変ありがたい制度だと思います。手続きが煩雑などの声もありますが、とにかく必要な方々が利用し、少しでも元気を出していただかなければなりません。把握できていないこともあるかと思いますが、町民のみなさんの制度の利用状況はどうなのかお伺いします。次に、今も述べましたように、必要な方、該当される方に支援制度を利用していただくためにも制度の周知が重要です。例えば、10万円の特別定額給付金については、比較的簡単な手続きで給付されます。しかしそれは、高齢の方、視覚障害者などには、厳しい手続きになるかもしれません。制度の内容をいろんな方法を使って周知を徹底し、とにかく制度を利用したい方が、手続きができるような細かな対応が必要ではないでしょうか。制度の周知のため、分かりやすい制度一覧表の配布や、該当者で手続きが困難と思われる方には、個別の対応をする必要もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。次に、コロナ対策として旧海部病院の改修計画についてお伺いします。この件は、県が説明しているように地域の感染拡大や医療崩壊を防ぐ目的で、陽性者ではあるが、軽症者や無症状者を宿泊療養させる目的で改修するものであります。以前、このような方は、自宅療養しいただいていましたが、病状が急変し死亡するケースがあったということ。そして、現状では、陽性者全てを入院させると医療崩壊につながるという現実から、このような方針になったものです。この件について、町にポルト牟岐の理事長から要望書が出されているようです。おそらく同じ内容だと思いますが、議会議長あてにも「旧海部病院。新型コロナ軽症患者受け入れ施設についての要望書」というのが出されていて、議員にも配布されたので読ませていただきました。この件で一言いわせていただきますが、海部病院が新病院に移転してから売り上げが減ったという話は伺っていますので、気持ちは重々理解できますが、ハッキリ申し上げまして、この要望書には、悪意ではないと思いますが、住民のみなさんに対し、非常に失礼な内容が含まれていると思っています。風評被害と言いますが、そもそも風評被害とは、何の根拠もない科学的でもないうわさなどにより被害を受けることです。何事にも過敏に反応する方が少数いることは事実ですが、大多数の方々は、正しい情報さえ得られれば常識的な行動するものです。牟岐町の住民のみなさん、あるいは、他町の住民のみなさんは、何の根拠もなしに施設ができたらコロナの被害を受けると考える人ばかりでしょうか。風評被害が出ると断定的に言うのは、住民のみなさんを

そういう目で見ているということでしょうか。ハッキリ言って失礼だと思います。ついでに、もう一つ苦言を言わせていただきますが、町議会は何の執行権もありません。改修中の作業員の食事や稼働したときの患者や職員の弁当を牟岐町内の業者に請け負わせよとか、ましてや、風評被害が出たら保障しろなどという要望は、筋違いという他ありませんので、この際、一言申し上げておきます。ただ、住民のみなさんに正確な情報を提供し納得してもらうことは大切です。すでに県は説明会は希望があれば開くとのことで、今晚も地元対象に行くということですが、要望があれば引き続き説明会は続けて欲しいと願っています。そこでお伺いします。先ほども述べましたし、県からも説明を受けたように、今回の改修は、コロナ感染拡大防止と医療崩壊を回避するためのものです。風評被害を心配されている方から反対の要望書が出されていますが、説明をすれば住民のみなさんに理解していただける内容だと思いますし、県南での住民のみなさんの命と健康、暮らしを守る上では大切な施設になると思いますが、町としては、どのような認識をお持ちなのかお伺いします。次に、今の質問に関連しますが、旧海部病院の近くの住民の皆さんにとっては、あの施設は、いざというときの避難ビルとして考えてきました。ところが、患者さんが入ることになると、そのように使用できないということになります。ただ、コロナ感染がいつまでも続くということではないので、平時は、使えるようにすべきだと考えます。いざというときに県との協議が必要になりますが、町としては、その件、確約を得ておくべきだと思いますが、どのように考えているのかお伺いします。次に、保育園、学校における今日までの取り組みと今後の対応についてお伺いします。保育園、学校においては、平常時のように卒園式、卒業式や入園式、入学式ができなくなるなど、何とか心配とご苦勞をおかけしたと思います。特に小中学校におきましては、長期間の休学により、多くの子どもが、学習の遅れとともに、心にストレスと不安を抱えているようです。国立成育医療研究センターが全国の子ども1,292名を対象に行った「コロナ子どもアンケートの中間報告を5月12日に行いましたが、子どもの困りごとでは、1位がお友達と会えない76%、2位が学校に行けない64%、3位が外で遊べない。あと、勉強が心配、体を動かして遊べないと続きます。また、心への影響については、コロナのこと考えると嫌だがというのが39%、最近集中できない35%、すぐにイライラしてしまう32%、寝付けない、夜目が覚める22%、嫌な夢をみる16%。あと、独りぼ

っちだと感じる。自分や家族を傷付けてしまうと続きます。したがって、学習の遅れを取り戻すにしても、単に時間内に詰め込んでしまおうということではなく、子どもの心の状態に配慮した授業の工夫が必要だと言われていています。教師の長時間労働が解消されていない中での取り組みですので、引き続き教師のみなさんにはご苦勞をおかけすると思いますが、文科省は、この学習の遅れに対応するため、教員や学習指導、スタッフ8万5千人を一時的に追加配置するとしていますが、本町での増員計画はあるのかどうかお伺いし、次の質問に移ります。次に、先の質問と関連しますが、今回コロナ感染の拡大によって、防災計画の変更、特に避難所計画の変更についてお伺いします。これから、台風、大雨などの災害にともない、住民のみなさんの避難する機会が増えてまいります。今までのようにはまいりません。コロナ対策を考慮した避難所運営をしなければならないからです。当然3蜜は避けなければならないということになれば、今まで想定していた避難所の面積では足りなくなるし、分散させるということになれば配置人員数の変更も必要になります。また、コロナ対策として最低限必要なものとして、体温計、消毒液、マスクなどがありますが、備蓄の対応はできているのでしょうか。とにかくコロナ対策を含んだ避難所計画の変更を早急に進めなければならないと思いますが、どういう状況なのかお伺いし、次の質問に移ります。最後に受動喫煙対策についてであります。この件については、何度かお伺いしてきました。喫煙は体に悪いことはすでに分かっていますし、受動喫煙が、なおさら体に悪いということはすでに常識です。健康増進法第25条では、「多数の者が利用する施設等の管理者は、受動喫煙の防止に努めなければならない」と規定しています。そして、その対象施設として学校、体育館、官公庁施設など多数の施設があげられています。平成29年12月議会において、当時の町長からは、「役場庁舎北東部の屋外階段の下に喫煙所を確保した。これでほぼ分煙は完了した」と答弁がありました。その通り実行されていれば、それはそれで良いわけですが、少なくとも本町が管理する施設は、他の民間施設に先駆けて受動喫煙対策を講じなければなりません。2018年7月に成立した健康増進法の一部を改正する法律が、4月1日より全面施行されました。本町では、どのような対策を講じたのかお伺いし、質問を終わります。

一山議長 枳富町長。

(枅富町長 登壇)

枅富町長 藤元議員のコロナ対策について、お答えします。4月下旬から5月上旬にかけて、50事業者を対象として、新型コロナウイルス感染症の影響に関する緊急調査を実施しました。売上高の回答によりますと、3月には20%以上売上げが減少する事業者が約4割まで増加し、4月には7割を超え、飲食業・宿泊業・サービス業の多くの事業者が5割以上売上げが減少する影響を受けています。また、全国的に外食産業が影響を受けているため、高価な魚種ほど売れない状況であり、漁業者にとっては先の見えない現状から、秋のイセエビの口開き時期まで影響が残るのではないかとの不安を抱えている状況です。雇用関係では、4月の求人倍率が過去3年間で比較しても一番低下したものの、求職者数は横ばいであったことから失業者の増加は見受けられず、経営者が国の雇用調整助成金などを活用しながら、がんばって雇用を確保し経営を継続しようとしている状況です。厳しい状況が続いていますが、本議会には牟岐町事業継続給付金を計上し、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えています。次に特別定額給付金、持続化給付金、社協が窓口となっている緊急小口資金、総合支援資金などの様々な支援策が講じられているが、その利用状況にお答えします。まず、国民1人に10万円を給付する特別定額給付金ですが、牟岐町では6月10日現在で対象世帯2,033世帯のうち、1,969世帯分を受け付けています。率にして96.9%です。次に国の持続化給付金の利用状況ですが、町では正確な申請数は把握できていません。6月1日現在、主要団体への聞き取りでは、相談数が56件。うち申請サポート数24件となっています。セーフティーネット関係では、6月10日現在、セーフティーネット保証4号は13件、セーフティーネット保証5号は3件、セーフティーネット機器関連保証1件の合計17件となっています。雇用調整助成金の町内相談件数は、6月2日現在、14件です。次に社協が窓口になっています、緊急小口資金と総合支援資金ですが、6月11日現在、緊急小口資金については、相談人数15名で、うち申請者9名、貸付決定者5名となっています。総合支援資金につきましては、相談人数5名で、うち申請者3名、貸付決定者2名となっています。次に制度の周知徹底が必要である。「支援策一覧表」の配布など、きめ細かい対応が必要ではないか。新型コロナウ

ウイルス対策として、国・県・町とそれぞれが支援策を打ち出していますが、議員ご指摘のとおり統一的な周知はされておらず国・県・町とそれぞれが広報を実施しています。この新型コロナウイルスへの対応では、次々とフェーズが変化していくため、支援策もその都度スピードが必要であり、制度によっては内容が徐々に変更されている制度などもあります。また、制度を素早く活用できるよう主としてインターネットによる申請でスタートをしており、相談窓口などのきめ細かな対応に関しては後回しになったところがあると感じています。町としましては、国などのインターネット主体で直接の相談窓口が決定していない施策の広報は、町民に相談されても案内先がインターネットであるため説明し難い点があることもあり、一括で広報が実施できていないところがありますが、町の支援策につきましては、一括して一覧表でご案内をさせていただきます。次に旧海部病院の改修に関しましては、県の施設であり、新海部病院からの距離や建物が構造的に適しているとのこと。また、運営に関しましても、監視カメラやゾーニングにより徹底した感染防止対策を講じると聞いています。町民、県民の生命を守るための施設であり、牟岐町として反対はできないと考えています。改築にあたっては、万全の安全対策や風評被害が出ないような対策を講じていただくよう要請しているところです。議員がおっしゃるように、風評被害と申しますが、根拠がないということも理解できます。そして、まだ町民の皆さんも、あまり時間が経っていませんので、やはり不安の方が大きいのかなと、私も持病持ちですので、やはりそのあたりの不安は多少あります。議員もそのあたりはご理解いただけたと思います。もう少し時間が経てば、いろんな正しい情報を経て、冷静に判断していただけるのではないかと考えていますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。次に平時は避難ビルとして使えるように確約がいるのではということです。旧海部病院は、当時の海部病院院長に同意をいただき、平成26年6月に指定緊急避難場所として指定していました。平成29年7月には、一時避難施設として徳島県と協定を締結しています。今回の改修にかかる説明会の場でも、県はこの度の新型コロナウイルス感染症が終息した後においては、災害時の避難施設としての活用をしていただいかまいませんと言っています。建物の改修工事中、及び患者が療養中の期間は使用は困難ですので、近隣の避難施設に避難をお願いしたいと考えています。次に防災計画の変更につきまして、お答えします。新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中で、避

難所を開設する場合には、避難所での3密（密閉、密集、密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に万全を期す必要があります。既存の避難所運営マニュアルでは、感染症の予防、施設内の消毒など衛生管理で、予防や対策の記述はありますが、従来の避難所運営マニュアルでは、新型コロナウイルス感染症を想定していなかったため、3密対策は想定されておらず、対応が必要です。徳島県より示されています、避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策対応方針では、指定避難所以外の避難所の検討、避難所以外への避難の検討として、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、安全な場所にある親戚や友人の家等への避難の検討、グラウンド等におけるテント泊、避難所でのスペースの確保として、十分なスペースの確保、人と人との間隔を確保し、必要に応じてパーティション等を活用する。また、発熱、咳等の症状が出た場合の専用スペースの確保、個室、専用トイレ、動線の確保が必要です。感染症対策に必要なパーティション、マスク、消毒液、体温計など必要な資機材の確保に努めてまいりたいと考えています。マスク、消毒液、体温計の所有数につきましては、担当課長よりお答えします。あと学校における取り組みと今後の対応、文科省の教員増員につきましては教育長から、保育園の取り組みと今後の対応につきましては保育園長から、防災計画の緊急に必要なものと受動喫煙対策につきましては、総務課長からお答えします。よろしく申し上げます。

一山議長 峯野教育長。

（峯野教育長 登壇）

峯野教育長 私の方からは、学校のコロナ対策についてお答えします。緊急事態宣言の解除に伴い、学校が先月の21日から再開していますが、学校における対応につきましては、全員協議会の際にも申し上げましたように、文部科学省の「学校再開ガイドライン」や県教育委員会が再開に向けて発表した通知等に基づいて進めています。毎朝の家庭での検温、換気や手洗いの徹底、マスクの着用、また、子ども達が一堂に会する集会を放送で行ったり、座席の間隔を1m以上空けるなど、「3密」を極力回避する等、感染予防対策をしっかりと講じながら教育活動を行っているところであります。今後につきましても、学校生活の各場面

で、「新しい生活様式」を踏まえた取り組みを実践し、これまで以上に感染防止の徹底を図ってまいりたいと考えています。また、長期の休校による学習の遅れを取り戻すことも、今後の対応課題となっていますが、夏季休業日や冬季休業日の短縮、学校行事の縮小・中止、学習形態の工夫等を行うことで、授業時数を確保し、子ども達の心のケアと学びの保障を図っていきたいと考えています。現在、新型コロナウイルスが再び拡大したり、自然災害等で長期の休校になるような場合に備えて、オンライン学習を活用する動きが広まっています。県教育委員会では、タブレット端末を生徒に貸与してオンライン学習のモデル校を指定し、成果や課題を検証する事業に着手しています。小・中学校でのオンライン学習の実施には、家庭のネット環境等、様々な課題があり、ハードルが高いところがありますが、本町でも、今後、感染症などで長期の臨時休校となった場合でも、学習を停滞させないように、ICT機器を活用した遠隔教育ができる体制や環境整備の可能性を探ってまいりたいと考えています。教員などの一時的増員につきましては、配置される教員の勤務時間が限定されていることや教員の確保が難しいこと、また、学校からの希望もないことから、増員については考えていません。以上です。

一山議長 大柳戸保育園長。

(大柳戸保育園長 登壇)

大柳戸保育園長 私からは、藤元議員のコロナ対策について、保育園、学校における今日までの取り組みと今後の対応はというご質問についてお答えします。保育園の今日までの対応は、要点のみご説明させていただきます。2月26日、対策本部設置後は、牟岐町インフルエンザ対応行動マニュアル、及び保育園における感染症対策ガイドラインに沿って、手洗い、うがい、手指消毒の徹底、園内でのマスクの着用、これは職員、着用可能な園児、保護者です。玄関に消毒液、来園者名簿の設置、園内の消毒、換気、登園前、昼食前の検温の実施、密を避ける活動、これに関しましては、低年齢である幼児の特性上、十分にできない部分がありますが、活動はクラス単位で、また、できるだけ屋外での活動を心がけるなど、できる範囲内での衛生、健康管理を行い、通常運営

を行っていました。行事等につきましては、接触人数を減らすため、園児のみで行えるものとし、どうしても保護者等の参加が必要な入園説明会、卒園式、入園式につきましては、内容の縮小、人数制限、衛生管理を行いながら実施しました。子育て支援事業におきましては、不特定多数の方が利用するという特性を鑑み、3月より閉館し電話での相談事業のみ行っていました。保護者には感染拡大防止、感染が疑われる場合の対応に関する情報、保育園での取り組み等を日々状況が変わる中、保育園での対応が変わるたびに文書、またはメールで伝えるようにしていました。4月16日に全国に緊急事態宣言が発令された後は、緊急事態宣言解除となった4月18日から5月18日までの間、園児の安全を確保するため、消毒、接触人数を減らす、密を避けるという対策を徹底するという目的もあり、登園の自粛を要請しながらの運営を行ってまいりました。また、その間の保育料につきましては、登園自粛にご協力をいただいた日数を日割り計算し、翌月返還という形を取らせていただきました。通常運営となった現在も、検温の実施、手洗い、消毒、密を避ける活動を心がけるなど、健康、安全管理は継続して行っていますが、マスクの着用に関しましては、夏に向かう季節でもあり、熱中症に関しても考慮する必要があるため、毎朝、マスクを付けて登園し、保育室で活動をするときのみ着用するようにしています。子育て支援事業におきましては、保育園同様の対策を行いながら、現在は町内の方のみのご利用とさせていただいています。今後の対応としましては、感染拡大の第2波、第3波に対応していくために、現在行っている対策を引き続き行っていく必要があります。また、まだまだ手に入りにくいものもありますが、衛生用品の備蓄に関しても、今回の対応を参考に見直しを行い、整備をしていかなければならないと思っています。現在の状況での保育の取り組みとしましては、今までの取り組みを継続して行いながら、活動内容や取り組み方の見直しを行い、行事や見合わせていた活動も、できるだけ経験していけるようにし、通常の保育活動を段階を追って取り戻していくようにしていかなければならないと考えています。また、子ども達にも感染予防の取り組みの大切さや必要性が理解できるよう説明をしていくとともに、子ども自身が自分でできるようになっていくために、十分な時間を確保するなど、保育を工夫し、新しい生活様式が身についていくように努力していきたいと考えています。以上です。

一山議長 宮内総務課長。

(宮内総務課長 登壇)

宮内総務課長 私の方からは、藤元議員の消毒液、体温計、マスクの確保について、最初にお答えさせていただきます。まず消毒液、体温計、マスクの現時点での所有数ですが、消毒液は、手指消毒用として18リットルを2缶、16リットルを2缶、1リットルを12袋、500ミリリットルを3本、合計81、5リットル所有しています。体温計については、14本、マスクについては、4,750枚を所有しています。消毒液、体温計、マスクとも足りていないので、供給状況と価格に注意しながら、買い揃えていきたいと考えています。次に、受動喫煙対策について、お答えします。平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。改正の趣旨は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設の管理について権原を有する者が、講ずべき措置について定めるものです。基本的な考え方としては、受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者が、そのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくすものです。改正の概要は、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等です。行政機関においては、敷地内禁煙ですが、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができるようになっており、役場庁舎、牟岐町海の総合文化センターにおいては、屋外で施設の利用者が通常立ち入らない、いずれも建物北東部の屋外階段下に喫煙場所を設置し、受動喫煙対策を図っています。尚、学校体育館、保育園などについては、特定屋外喫煙場所は設けず、敷地内禁煙としています。以上です。

一山議長 藤元議員。

藤元議員 被害の現状は、かなり酷い状況だというのが分かりました。そして、

その後、いろんな制度、周知するために努力していただいているというのが分かりました。少し細かいことにはなりますが、特別定額給付金の申請率は、96.9%、殆どの方が申請しているということになりますけど、あとわずかですけど残っているわけです。必要のない方はそれでいいわけですけど、先ほども言いましたけど、例えば、私の母親は88歳ですけど、外に、例えば、車に乗って出るとかいうことができない。コピーするということは、おそらく知らない。そういうお年寄りの一人暮らしでそういう状況なのです。だから、本当はしたいのだけど、できないという方もおいでると思うのです。そういう人を1人も残さず、必要な方は給付を受けてもらうということが大事だと思うので、そこらはどういうふうにしようとしているのかということをもまずお伺いしたいと思います。それから、旧海部病院の改修のことで、これは自分の命を守るためだから反対はできないという言い方をされましたけど、言い方を変えて、十分な県の方にも説明をしていただいた上で、町行政としては推進したい。そういうふうに認識してもよろしいでしょうか。

一山議長 枳富町長。

(枳富町長 登壇)

枳富町長 藤元議員の再問にお答えします。旧海部病院は県の施設でもありませんし、命を守る施設でもありますので、町として反対はできないという答弁を先ほどさせていただきました。それは、推進していくというふうに捉えていいのかということですが、県に対しましては、十分な正確な説明を町民の方にしていただきまして、不安を取り除いていただいた上、進むとは思いますが、先ほども少し申し上げましたように、私も持病を持っています。議員と同様に、やはり不安はあるのです。町民の方も半分以上が高齢者の方ですので、正確な情報もまだ行き届いていない中での、その不安は十分取れていないということですので、その辺りをご理解していただけますよう、十分な正確な説明をしていただくよう県に要望したいと思います。推進はしません。不安を取っていただくようお願いしていきたいと思います。反対はできないというところでご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

一山議長 宮内総務課長。

(宮内総務課長 登壇)

宮内総務課長 特別定額給付金です。先ほどの説明では2,033世帯中、1,969世帯の申請がきているということで、残りが64世帯、ちょうど申請を受け付けてから1か月です。1か月で96%ぐらいきました。まだ手続きされていない人、名簿でどういう状況か確認しながら、再度案内をしていくとともに、申請できる状態にあるか、ない状態なのかも含めて、調査しながら全世帯にもう一度再案内するようなことをしていきたいと思っています。以上です。

一山議長 藤元議員。

藤元議員 言葉の遊びをしてもしょうがないので、いずれは態度をはっきりさせなければいけないわけですから、さっきのでいいのではないのでしょうか。県に十分な、もちろん不安を持っている方もおいでると思うのですが、十分な説明をさせていただいて、町としては推進すると、反対しないと言っているのだから、推進するとはっきり言ったらどうですか。

一山議長 枅富町長。

(枅富町長 登壇)

枅富町長 藤元議員の再々問にお答えさせていただきます。町として推進していくためには、やはり議会の同意と言いますか、議会の考えも聞かなければならないと考えています。議会としてはどうなのかということも含めまして、また、相談していきたいと思いますが、これぐらいの答弁でよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。私だけが推進すると言っても議会がどういう考えているか、まだ分かっていけませんので、その辺りもお願いしたいと思います。